

五島列島のキリスト教系家族

内藤, 莞爾
立正大学

<https://doi.org/10.15017/2231623>

出版情報 : 九州人類学会報. 8, pp.19-20, 1981-03-31. Kyushu Anthropological Association
バージョン :
権利関係 :

五島列島のキリスト教系家族

内藤莞爾

私はこの10年あまり、五島列島のキリスト教系（カトリックおよび隠れキリシタン）の家族について、社会学的な分析を進めてきた。焦点を相続慣行にあわせての分析であったが、その結果は、本日の報告と同じ表題の『五島列島のキリスト教系家族』（弘文堂 昭和54年）としてまとめておいた。くわしくは同書をみていただくことにして、本日はその概要の一端を述べるのにとどめたい。

(1) 私の試算によると、五島列島（長崎県南松浦郡）には5千余戸のキリスト教系家族が数えられる。これは五島全居住戸の17%強に当たる。またキリスト教系の内訳は、カトリック11%、隠れキリシタン6%強である。かれらの祖先たちは、近世もおわりに近いころ、主に長崎本土の西海岸から移住してきた。そして明治初年の解教令以後、公教に復したカトリックの人たちと、キリシタンの伝統を守る人たちとに分かれることになった。ところで私が対象とした6地点の実態からすると、通日本的なパターンである長子相続は、その発現率が2割程度にすぎない。他は末子相続と隠居分家、およびこの2つの亜型に属している。末子相続型と隠居分家型では、前者がややリードするけれども、大差はない。なお以上の傾向には、カトリックと隠れキリシタンという信仰別の差異はみられない。本調査では、資料の制約のために、慣行の時代的遡及には限度があった。それで慣行の時代的変遷については確言は控えるけれども、最近になって隠居分家型の後退が観察されるが、この点を除けば、大きな変化はないようである。

(2) 長子相続の低率からも予想されるように、跡とりの続柄別の分類では、長男はあまり現われない。といって末子に強く傾斜するのでもない。仲兄の相続もかなりみられる。むしろ当地の慣行は、跡とりの続柄にはこだわらない、という印象を受ける。しかしこうした続柄の問題よりも、さらに注目されるのは、完全隠居が高率を占めていることであろう。すなわち跡とりとなる男子がいるにもかかわらず、親は独立した隠居世帯を維持して、その生涯をおわる家系である。いわゆる別居・別財・別カマドの隠居のことである。そしてこうした家系にあっては、ちょうど近代家族のように、家族集団は夫婦一代かぎりでは消滅して、核家族の順次分出ということになる。そして計数的には、そうした家系がおよそ4割に達している。

(3) ところで以上のような家族形態からすると、五島列島のキリスト教系家族には、日本的家族すなわち《家》のイメージはうすい、といわなくてはならない。そしてこれを裏づけるかのように、相続財産の分与の様態をみると、諸子均分が過半を占める。《長子家督》とともに語られる相続人の一括＝単独相続は、1割程度にすぎない。とくに長男が相続した事例だけをとってみると、長男の一括＝単独というのは2割をやや出るほどにとどまっている。とすれば対象家族にみられる長男の跡とりは、けっして《長子家督》ではない。たまたま長男が跡をとっただけのことであって、相続の《質》においては、仲兄や末子が跡をとったのと同じである。なおこうした状況についても、カトリックと隠れキリシタンの別はない。

(4) ところで以上のような特徴について、一部の人たちはその原因をキリスト教の教理に求めようとする。とりわけこの宗教が祖先崇拜の教理を欠いていること、また積極的な主張としては、人は神の前に平等で

あるというヒューマニズムがとりあげられている。すなわち前者は超世代的な《家》の観念を生まなかったし、また後者は均分相続の精神的支柱になった、とするのである。

私は、以上の主張を否定するだけの宗教的知見をもたない。加えて五島列島における教理的展開に関する知見も欠いている。ただ確言できるのは、以上のような慣行は、五島キリスト教系家族だけのものではない、ということである。類似した家族慣行は、南は奄美・薩南諸島に発して、鹿児島に上陸し、九州の西海岸を北上して五島列島に達する。いわゆる《末子相続のベルト地帯》がそれである。この地帯には、キリスト教の伝道を見た地点もあるが、まったく無縁な地域をおびただしく含んでいる。以上の慣行は、宗教を離れて、むしろ《地域》の慣行として定着している。

(5) なお私は対象家族の相続的性格をはっきりさせるために、2つのコントロール・グループをとりあげた。ひとつはかれらの1母村である西彼杵郡外海町黒崎郷であり、他は福江島の仏教徒の農村である福江市下大津郷である。対象家族と対照させれば、前者は同信仰・異地域、後者は異宗教・同地域の家族ということになる。黒崎郷には、現在もカトリックと隠れキリシタンが共住している。そしてかれらのあいだからは、末子相続の慣行が検出された。けれども隠居分家という分封スタイルは、ついに見出すことができなかった。これに対して福江島の下大津郷では、分牌式といわれる隠居分家方式が検出された。しかし末子相続方式は発見することができなかった。

民俗史家の報ずるところによると、五島列島を含む西北九州の伝統的な慣行は、隠居分家の方式であるという。だとすれば五島のキリスト教系家族は、末子相続の慣行をかれらの母村から持ちきたった。とともに隠居分家の方式を、渡島後、五島の慣行から学びとった。このように結論するには、なお詰めの作業を必要とするが、ひとつの仮説として提示することはできるであろう。

周知のように末子相続と隠居分家とのあいだには、いくつも類似点が存在している。とともに両者は、《家》の相続からは離れてくる。末子相続は、長男以下を順次分封して、末子を本家にとどめるので、これは長子相続と対極をえがいている。隠居分家は、長男夫婦を本家にとどめて、親が未婚の子女をともなって分家する。そしてこれを次男以下の独立の場合にも繰り返す。したがって分封の経過は、末子相続と対極をなすけれども、親夫婦と子夫婦との同居、すなわち直系家族の形成は、ともにこれを避けようとする。財産の分与も、両分封形態とも、均分を理想としている。こうしたわけで、諸般の状況によっては、末子相続は隠居分家に変容することが可能であった。このように考えられる。